

暫定基準会計実務書第七号

## 貨幣購買力変動会計

白 鳥 庄 之 助

(解 題)

本年五月に、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会、スコットランド勅許会計士協会、アイルランド勅許会計士協会、認可会計士協会、原価管理会計士協会の評議会は暫定基準会計実務書第七号「貨幣購買力変動会計」(Provisional Statement of Standard Accounting Practice No. 7. "Accounting for the Changes in the Purchasing Power of Money")を発表し、これにより貨幣購買力変動会計(貨幣価値変動会計、一般物価水準修正会計ともいう)が公表会計史上最初にイギリスで制度化されることになった。一九七〇年代に入って世界の各国は顕著な物価水準の上昇を経験しており、ラテン・アメリカ諸国、アメリカ、カナダなどの諸国では貨幣購買力変動会計の制度化が真剣に検討されているが、従来ややもすれば保守的で伝統墨守の傾向が強かったイギリス

貨幣購買力変動会計

## 貨幣購買力変動会計

会計界が他国をリードしてこの制度化に踏み切ったことは注目にあたいる。現在、日本では年間三〇パーセントを越す物価上昇に悩まされ、資産再評価をめぐる論議など、インフレが企業財務に及ぼす影響をめぐってかなり熱した論議が交わされている。この日本でインフレ下における企業会計のあり方を考えるさい、イギリスのとなつたいき方は無視しえない指針となろう。その意味で、以下、頭記の基準会計実務書を訳出するわけだが、それに先だつて二点ほどごく簡単な解説をしておきたい。

第一に、基準会計実務書の性格について。一九七〇年代に入ってからイギリスでは、会計原則の運用が、主として前記五会計団体の代表によって構成される会計基準運営委員会 (Accounting Standards Steering Committee, ASSC.) によつて行なわれている。ASSCは必要と認める事項について各企業が守るべき指針を、まず公開草案 (Exposure Draft, ED) として発表し、各方面の批判を徴して約一年後に最終的な指針を基準会計実務書 (Statement of Standard Accounting Practice, SSAP) といふかたちで制定する。各企業はSSAPを尊重する義務があり、万一SSAPに従わぬ場合には、その事実と理由を年度財務諸表上に開示するとともに、監査役も監査報告書においてその事実を指摘しなければならない。企業としてはこのような開示を行なうことの責任負担が大変だから、SSAPは事実上、イギリスの企業会計を拘束する力をもっているといえるわけである。<sup>(2)</sup>

貨幣購買力変動会計に関する基準会計実務書 (SSAP7と略す) については、その公開草案 (ED8と略す) が七三年一月に発表され、それに対するコメントは同年七月末まで受付られたが、その締切直前、当時の通商産業相は、ED8に関連してインフレーション会計がもつ意味をさらに一層ひろく考察するため特別委員会を組織する、という声明を出した。ASSCとしては、このような声明が出された以上、右の特別委員会の結論がでるま

ではSSAPを出せないわけである。しかし、問題の特別委員会はその後半年以上もメンバー未定の状態が続き、ようやくF. Sandlandsを長とし三人の勅許会計士を含むメンバーが決まったのは今年に入って三月、しかも、その後本年五月までなんらの活動をも行っていない。<sup>(4)</sup>そこでASSCとしては政府委員会の結論を待ちきれず「暫定的 (Provisional)」という形容詞をつけてSSAP7の公表に踏みきったのである。したがって、SSAP7には他のSSAPのような強い拘束力はない。右のいきさつについて推測してみると、昨年七月の通産相声明は、貨幣購買力変動会計を制度化しようとする民間職業会計団体の動きに「待った！」をかけたものとみられ、その慎重な態度からみて、問題の重要性性に対する政府の認識がうかがわれるのである。

第二に、SSAP7が出るまでの準備期間について。貨幣購買力変動会計の制度化は、前述のように、イギリス政府から索制されてやや不幸なスタートを切ったものの、このことはSSAP7が拙速なものであることを意味しない。それどころか、イギリス職業会計団体が会計に及ぼすインフレの影響を意識しはじめてからSSAP7が公表されるまでには、二〇年以上の準備期間が経過しているのである。この間、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(イングランド協会と略す)を中心とするイギリス職業会計団体は、終始、(一)歴史的原価主義を基調とする伝統的会計領域の堅持、(二)伝統的財務諸表の一般物価指数による貨幣購買力修正、(三)貨幣購買力修正財務諸表を補足表とし伝統的財務諸表を基本表とする公表体系、の三点に要約される考え方をとってきた。イギリスの職業会計団体が貨幣購買力変動会計の構想を打ち出したのは一九五二年のイングランド協会・会計原則勧告書一五号にさかのぼる。この勧告書では、社会的・経済的背景は依然として歴史的原価主義会計を要求しているという見方から、原価主義にもとづく伝統的会計報告の堅持を勧告しながらも、伝統的財務諸表を一般物価指数

## 貨幣購買力変動会計

によって全面修正する指数法の採用を勧告し、企業は指数法によって修正財務諸表を実験的に作成してみるよう強くうたったのであった。<sup>(5)</sup>その後一六年間、イギリス会計実務を見守ってきたイングランド協会は六八年、貨幣購買力変動会計の本質を理解させ、それが企業にとって過度の事務負担となるものではないことを説いてその採用をエンカレッジする趣旨の啓蒙パンフレットを発表した。<sup>(6)</sup>このパンフレットは今回の制度化にとって重要な布石であった。このパンフレットによって一般の認識を深め関心をよびおこしたイギリスの職業会計団体は、七一年、一〇パーセントを越す消費者物価指数の上昇下で、貨幣購買力変動会計に関するSSAPを出す意図をかため、そのための討議資料を公表した。<sup>(7)</sup>この討議資料には、小稿で訳出するSSAP7のほぼ全貌があらわれている。これだけの手順をつくしていよいよED8が七三年一月に発表された。<sup>(8)</sup>このED8に対しては、各方面から種々のコメントが付された。そのうち、反対意見としては、(一)再取得原価会計の方がベターだとする意見、<sup>(9)</sup>(二)長期借入金に生ずる購買力利益を實現利益として扱かうのは妥当でないとする意見、<sup>(10)</sup>が主なものである。他方、賛成意見も勿論出された。その代表的意見は経団連のイギリス版ともいべき英国産業連合 (Confederation of British Industry, CBI) の意見で、CBIは、株価への影響、企業の価格政策への影響、課税への影響など多方面にわたる検討を加えたのち、そのインフレーション会計委員会の最終報告でED8を全面的に支持したのである。<sup>(11)</sup>SSAP7の公表にとって最大の支えとなったのはCBIの賛成意見だったと思われる。このことはSSAP7の前文からもうかがえるのである。以上みたように、SSAP7は、長い準備期間において慎重な配慮のもとに公表されたといつてよいのである。

最後に、SSAP7の基本構想は、前述したように、(一)歴史的な原価主義を基調とする伝統的財務諸表を基本財

務諸表として堅持すること、(二)基本財務諸表を一般物価指数により全面価値修正すること、(三)価値修正財務諸表を補足表として基本財務諸表に添付すること、の三点に要約できるが、このいき方は、日本で片野一郎教授が早くから主張されている貨幣価値変動会計の体系とはほぼ完全に一致していることを指摘しておきたいと思う。

以下、SSAP7の本文の全部と付録の一部を訳出した。

- (1) R. W. Scapens, The treatment of inflation in the published accounts of companies in overseas countries, 1973.
- (2) S. A. Zeff, Forging accounting principles in five countries, 1971, p. 70ff.
- (3) The Accountant, January 18, 1973. p. 73ff.
- (4) Accountancy, March 1974, p. 10.
- (5) 簿記書局発行の『片野一郎、貨幣価値変動会計』昭和三十七年、四六六頁以下。
- (6) The Research Foundation of ICA in England and Wales, Accounting for stewardship in a period of inflation, 1968.
- (7) The Technical Department of ICA in England and Wales, Inflation and accounts, Accountancy, Sept. 1971, p. 496ff.
- (8) EDをささぐる事情が、山上武、英国におけるインフレーション会計の発足、千葉商大論双、12巻1号B、昭和49年9月、22頁以下をくわむ。
- (9) The Society of Investment Analysts, Accounting for inflation, The Accountant, June 28, 1973, p. 887f.  
R. S. Allen, Purchasing power or replacement cost, The Accountant, April 5, 1973, p. 459ff.

貨幣購買力変動会計

貨幣購買力変動会計

S. J. Gray, EDS~its defects and an alternative, Accountancy, Sept. 1973, p. 40f.

D. A. D. Essex, Accounting for changes in the buying power of money, Accountancy, Sept. 1973, p. 42f.

⑧ P. R. A. Kirkman, A weakness of EDS, The Accountant, April 19, 1973, p. 535ff.

R. S. Gynther, Accounting for inflation, The Accountant, July 12, 1973, p. 48ff.

⑨ CBI, Final report of the Committee on Inflation and Accounts, Accounting for inflation, 1973.

⑩ 片野一郎、前掲書、第九章。

暫定基準会計実務書第七号

貨幣購買力変動会計

本実務書の地位に関する注記

本実務書は「暫定的」なものであり、その意味で従来の基準会計実務書とは異なる。すなわち、本実務書に示す手続をかりに実施しなくとも、その事実を年度財務諸表に開示・説明する義務はなく、また、監査役もその事実を監査報告書で指摘する義務はないのである。しかし、効果的経営を行なうにはインフレーションの影響を修正した財務諸表が必要であり、また、取締役がその情報を株主に提供することが株主にとって有益だということは周知の事実である。

本実務書で要約されている手続が主要な会社でおおむね受け容れられるものと確信する。以下、本実務書で「基準」というときは、「暫定的な基準」を意味する。

## 序文

公開草案「貨幣購買力変動会計」(ED8)は一九七三年一月一七日に発表され、これに対する批判を同年七月三十一日まで受付けた。その七月、当時の通商産業相は、会社財務諸表修正の諸方法を検討する独立の調査委員会を組織し、同委員会に、原価と価格の変動に対する会社財務諸表修正の是非、修正が妥当な場合には修正の方法、を検討させる旨の声明を行なった。

同調査委員会に付託された事項は、会計基準運営委員会(ASSC)の提案に関連してインフレーション会計がもつ意味あいをさらに一層ひろい角度から考察することである。

同調査委員会が報告書を提出し、これをうけて政府がその勧告の検討に入るまでにはまだ若干の時間を要することが明らかなので、ASSCとしては作業を進めて、ここに代表を送っている各職業会計団体の評議会から承認をうけるべく暫定基準を作成することに決定した。この決定は政府にも通告され、政府もこれに留意している。なお、そのさい暫定基準を添付した。

全上場会社、そして、できれば他の会社も、なるべく早い機会にこの暫定基準を実施することがのぞましい。ASSCは、この作業を通じて英国産業連合(CBI)から多大の協力をえた。CBIは、この問題について報告をまとめるためデビッド・バラン卿を長とする委員会を組織し、この委員会が前後二回の報告を行ない、ASSCの提案を支持した。一九七三年九月のその最終報告は次のように結論している。

「本委員会は、ASSCが提案したED8を最大限ひろく採用するよう、これをもりたてることがインフレーション会計の目的にかなうものだと考えている。イギリスの上場会社は、その基準が強制力をもつまでもなく、

すすんで補足的財務諸表を作成してほしい。本委員会は、政府の声明がインフレーション會計の実施に水をささないよう希望するものである。」

ED8を批判した団体のひとつ、投資分析家協会は、他の多くの批判者と同様、採用すべき方法について疑問を呈している。同協会によれば、多くの場合において再取得原価會計の方がぞましい。しかし、同協会といえど、インフレーションの影響を反映する会社財務諸表を作成することが早急に必要だという原則それ自体については、これをはっきり支持しているのである。

## 第一部 解説

### 総説

1 インフレーションとは財貨・役務の一般的価格水準が上昇するにつれて貨幣の購買力が低下する現象であり、投資の意思決定、貨銀交渉、価格決定、国際貿易、政府の租税政策など経済生活のほとんどあらゆる局面に影響を及ぼす。

2 年間の物価上昇率が低い場合には、一般に企業はインフレ問題を深刻には意識せず、それに対してなんの措置も講じない。しかし、たとえゆるやかな率でもインフレが長期間続くと、長期耐久資産や長期負債に及ぼすその累積効果は相当に大きくなる。物価が絶えず上昇し、年間上昇率が高水準に達してくると、企業はこの問題をもっと深刻に意識するようになり、現在われわれが経験しているように、それに対しなんらかの措置を講ずる必要が生じてくる。

3 およそ経営者その他の財務諸表利用者には、原価、利益、配当政策、配当対当期利益比率、資金借入、資金効率率、将来の資金需要など企業財務におよぼすインフレの影響を正しく知らせなければならない。本実務書は、現行の財務諸表に及ぼす貨幣購買力変動の影響を明示するための基準会計実務を確立することだけを目的とする。本実務書がいわんとすることは、歴史的原価を基礎とする会計慣行を放棄すべしということではなく、ただ、歴史的原価を、まちまちの購買力をもつ歴史的ポンドの寄せ集めから現在購買力に統一した近似金額に換算すべきだということ、そして、この換算後の情報を、歴史的原価基準による基本財務諸表に対する補足表の上に示すべきだということ、であるにすぎない。

#### 適用基準

4 すべての会社がインフレの影響について情報を提供することはのぞましいが、次の点もまた事実である。

(a) その情報は上場会社の場合により一層有意義である。

(b) その情報作成の作業は、尨大というほどではないにせよ、会社の規模が小さくなるにつれて作業負担は大きくなる。

(c) 最も労力を要するのは、おそらく、インフレーション修正会計を最初に実施するときなので、これを導入するにさいしては、一般の会社の会計スタッフに過度の負担をかけないよう配慮する必要がある。

したがって、本実務書の実務は、これをすべての会社で実施するのがのぞましいにせよ、まず最初は、上場会社の年度財務諸表についてのみ適用する基準とする。

5 最初にこの基準による補足表またはその一部の数値を公表するときは、会社の年度財務諸表においてなすべ

## 貨幣購買力変動会計

きである。半期報告書や年度成果の事前予告書では、補足表の意味について十分説明することが不可能だから、これらの書類は補足表を最初に公表する書類としては不適切である。この基準はさしあたって上場会社のとくに年度財務諸表にだけ適用されるものだが、将来、有益な数値を実務上利用できるようにすれば、この補足的情報の提供を、半期報告書、当年度数値の事前予告書、要約数値の一〇年間比較表、利益の予測、目論見書などの財務書類でも行なうことがのぞましい。

### 歴史的原価による会計慣行

6 会社の年度財務諸表はほとんどすべて歴史的原価にもとづいて作成されている。ただし、ある種の資産を毎期時価に評価替している会社もときにある。したがって、資産は取得時または評価替時の、負債は発生時の、資本は調達時のポンドがもつ購買力でそれぞれ記録されていることになる。

7 この慣行は、実際の現金収支から導き出した歴史的原価の記録を使用することによって、財務諸表上、恣意的判断が介入する余地を局限できるといふ長所をもっている。しかし、計算の基礎になっている貨幣単位の購買力が数年にわたって相当に変動する場合には、右の長所がそこなわれてしまう。この場合には、現行の財務諸表に及ぼすインフレの影響を明示することがきわめて重要な課題となってくる。

### 補足的情報の必要性

8 他の通貨と同様にポンドの購買力は従来相当に変動しており、最近では、その変動率がますます大きくなっている。この変動の影響を財務諸表に反映させる必要があること明らかだが、その最善の方法如何という点になると議論の対立がある。

9 年度財務諸表の読者はボンド購買力の変動がもたらす影響を頭の中で適当に修正でき、しかも、その程度の修正で十分間に合うともいわれている。しかし、この種の修正はきわめて大ざっぱな推定にすぎない。なぜなら、

- (a) 貨幣購買力の変動率はこれまで一定ではなかったし、また、
- (b) 貨幣購買力の変動がもたらす影響は、

(1) 貨幣項目と非貨幣項目（この用語については後の14文と19文をみよ）の割合

(2) 資産取得、資金借入、資本調達のための時間的前後関係のパターン

がそれぞれの会社で異なるに依りて、会社ごとに異なるからである。

10 ほとんど例外なしに、会社外部の年度財務諸表利用者は必要な修正を独力でできない。かれらが営業成果と財政状態に及ぼすインフレの影響を理解するのに必要な情報を提供できる立場にいるのは、会社の取締役だけである。

本基準実務と他の諸方法の比較

11 本実務書で提案する方法（現在購買力法〔Current Purchasing Power Method〕またはC.P.P.法）は、伝統的財務諸表上、貨幣の一般購買力変動によってもたらされる歪みを除去しようとするものである。この方法は、非貨幣資産の相対的価値変化（これはインフレ状態でなくとも起こりうる）を取扱かうものではない。したがって、この方法は、「再取得原価」会計または「時価」主義会計とは別のものである。後者は、相対的価値の変化と、一般物価水準の動きによって生ずる変化とを峻別せず、ひとまとめにして取扱かうのである（C.P.P.会計と再取得原価会計との相違について詳しい説明は付録一を参照せよ〔この付録の訳出はスペースの関係で割愛した〕）。

貨幣購買力変動会計

本基準会計実務書の要点

12 本基準の要点は次の通りである。

(a) 会社は、従来通り歴史的ポンドすなわち各取引時または各評価替時のポンドをもって、帳簿の記録および基本年度財務諸表の作成を行なう。

(b) 全ての上場会社にあつては、この他に、当該年度末のポンドの価値で表した補足的財務諸表を株主に示すものとする。

(c) 基本財務諸表の金額を補足的財務諸表の金額に換算するさいは、ポンドの一般購買力指数によるものとする。

(d) 取締役は、補足的財務諸表の作成にあたって準拠した基礎を注記する必要があり、また、補足的財務諸表の金額がもつ意義について注で説明することがのぞましい。

13 補足的財務諸表の様式は、基準会計実務（後出の第三部をみよ）に抵触しない範囲で会社の取締役が決定するものとする。必要な情報を表示する方法はいろいろあるが、その一例を付録二に示す。なお、この例示には、若干の項目について比率を示してあるが、それらの比率は、それを算定する基礎となった絶対数そのものよりも強くポンド購買力変動の影響をうけている。

貨幣項目と非貨幣項目

14 基本的な歴史的原価財務諸表の金額を補足的な現在購買力財務諸表の金額に換算するさいには、

(a) 貨幣項目、と

(b) 非貨幣項目

とを区別する。

15 貨幣項目とは、一般物価水準の変動にもかかわらず、契約その他の定めによりポンド表示の金額が固定されている項目をいう。その例は、現金、受取勘定、支払勘定、および、社債である。インフレの期間中、貨幣資産の所有者は、その資産から生ずる所得によって適切に補償されぬかぎり、購買力損失を蒙り、逆に貨幣負債を負っている債務者は購買力利益をうる。期間中平均して長期および短期の負債（たとえば社債と支払勘定）が受取勘定と現金の合計を超過している会社は、当該期間の補足的な現在購買力財務諸表上、購買力利益を計上することになる。この購買力利益は株主の購買力にとって真の利益ではあるが、この利益が計上される時には、流動性が危険な状態におちいついたり、負債比率が異常に高くなっているといった状態になっている可能性も十分あるわけであり、この点を考えれば、問題の購買力利益は独立の項目として区分表示すべきである。

16 長期負債に生ずる購買力利益は、追加的な資金調達をしないかぎり配当できないものだから、これを補足的財務諸表上、利益として表示するのは正しくないという主張もある。だが、この主張は収益力の測定と流動性の測定とを混同している。インフレ状態でなくとも、追加的な資金調達をしないかぎり会社の利益を全額配当するわけにはいかない場合がある。なぜなら、利益を非当座資産に投下してしまったり、あるいは、投下する予定だという例が多々あるからである。

17 それ以上に問題なのは、余分な借入費用（これは貸主側のインフレ見込を反映していると考えねばならない）や、換算後の原価にもとづく減価償却費を利益から減額している以上、長期負債に生ずる購買力利益を除外するのは

### 貨幣購買力変動会計

筋が通らない、という点である。

18 非貨幣項目には棚卸資産、工場設備、建物などの資産が含まれる。歴史的原価概念を維持している以上（6文と7文をみよ）、単にポンドの購買力が変動したというだけでは、非貨幣資産の所有者に購買力損益が生ずると考えるべきではない（ただし、後出の21文と22文をみよ）。

19 会社の株主は純貨幣資産と純非貨幣資産の両方に対して残余持分をもっている。したがって、株主持分は貨幣項目、非貨幣項目のいずれでもない。

### 換算方法

20 各年度について、基本的な歴史的原価財務諸表から補足的な現在購買力財務諸表に換算する場合には、

- (a) 期末貸借対照表上の貨幣項目についてはその金額を変更せず
- (b) 非貨幣項目については、その計上時または評価替時以降に生じたインフレの程度にしたがって金額を増額する（逆にデフレの場合は金額を減額する）。

21 換算の過程では、非貨幣項目をインフレの額だけ増額した後、たとえば棚卸資産については換算後の原価（現在購買力のポンドで示されている）と正味実現可能額とを比較する低価法テストを適用し、必要とあれば右の原価をさらに修正せねばならない。同様に、固定資産についても、その金額を現在購買力のポンドに修正した後で、この額と企業の使用価値とを比較し、必要な引当を行なわねばならない。このほか、自由保有土地ならびに長期賃借保有土地に対する減価償却費計上の是非、貸借対照表日に換算後の金額で資産売却を行なう場合に生ずる法人税額（アイルランド共和国では所得税および会社利潤税の額）を補足的財務諸表上で繰延税金勘定に含める必要

の有無、などの問題を考慮しなければならない。

22 右のテストを実施するさいには、というよりは換算の全過程を通じて、金額の重要性に応じて作業を行なうべきである。補足的な現在購買力財務諸表は所詮は概算数値であり、必要以上に精密な計算をしても無意味である。

#### 換算に用いる指数

23 イギリスには、ポンドの一般購買力変動を示すと考えられる指数が多数ある。戦後の期間については次の各指数がそれに該当する。

- (a) 国内総生産デフレーター (GDP)
- (b) 最終総支出デフレーター (TFE)
- (c) 消費者支出デフレーター (CED) (旧名称を消費者物価指数という)
- (d) 小売一般物価指数 (RPI)

24 右の指標のなかからひとつを選択することは、本来、困難なことである。第一のGDPは国内総生産コストの変動を反映しており、第二のTFEは総最終生産物(投資財と輸出を含む)の価格の動きを反映している。しかし、本実務書でいっているようなポンド購買力の変動は、各個人がそれぞれの消費支出にあてる貨幣の購買力にかかわらしめて考えるのが普通だから、むしろ第三のCEDまたは第四のRPIの方が適切な指数とみられる。

この二者のうちではRPIがCEDより実務的にすぐれている。RPIはCEDと異なり遡及修正の対象にはならず、各月の指数を翌月の中旬には利用できる(CEDは年次指数で各年の指数は翌年三月に発表される)。したがっ

## 貨幣購買力變動會計

て、現行のRPIを利用できる期間（一九六二年始以降）については、指数としてこれを採用することに決定した。

25 中央統計局の勧告にもとづき、次の指数をそれぞれの期間に採用するものとする。

一九三八年末までの期間には労働省の生計費指数

一九三八年末から六一年末までの期間には消費者支出デフレーター

一九六二年以降の期間には小売一般物価指数

これらの指数をつなげて連続指数のかたちにとめた資料を付録四に示す（この訳出は割愛する）。これは年次平均指数であり、それぞれの会社の決算日が異なるのに応じて各月末の指数が必要になる。この場合には、適当な小売物価指数を用いて年次指数を修正し、月次指数の近似値をうることができる。一九一四年一月から六六年一月までの間の各月小売物価指数は「小売物価指数の構成方法と計算方法 (Method of Construction and Calculation of the Index of Retail Prices)」(僱傭局、王立出版局)に掲載されている。最近の各月小売物価指数は中央統計局から直接入手できるし、また、「統計月報 (Monthly Digest of Statistics)」(王立出版局で入手できる)や「通商と産業 (Trade and Industry)」(通商産業局発行、王立出版局でも入手できる)にも掲載されている。

26 アイルランド共和国の場合、小売一般物価指数とはダブリン中央統計局編の四半期消費者物価指数を指すものとする。一九二二年以降作成されている四つの別系列の指数をリンクして連続年次平均指数も作られている（一九七四年一月一〇〇）。アイルランド消費者物価指数はダブリン中央統計局から直接入手しうるし、また、「アイルランド統計公報 (Irish Statistical Bulletin)」(政府印刷局で入手できる)にも掲載されている。現行指数

(一九六八年一月二〇〇)の計算方法は一九六九年三月のアイerland統計公報で説明されている。会社の決算日が指数の該当日と異なる場合には、補完法によって会社決算日の近似指数を計算する必要がある。

#### 在外子会社及び在外関係会社

27 現在購買力の補足的財務諸表を作成するにあたって在外子会社または在外関係会社から必要な情報をとりよせることが困難な場合もあろう。この場合、取締役は、その項目の重要性と必要情報の入手費用を比較しなければならぬ。そして、ある取扱方法を採用することに決めた場合には、その採用理由と関連する項目の金額を補足的財務諸表に注記するものとする。

### 第二部 用語の定義

28 「貨幣項目」とは、ポンドの購買力が変動するにもかかわらず、契約または法令によりポンド金額が固定されている資産、負債、資本をいう。

29 「非貨幣項目」とは、株主持分合計(株式資本金、準備金、未処分利益)を除いて、貨幣項目にあらざるすべての項目をいう。株主持分合計は、貨幣項目、非貨幣項目のいずれでもない。

30 「換算」とは、歴史的ポンドから現在購買力のポンドに金額を書き改めることをいう。

31 「更新」とは、過年度の金額について、ある特定日現在における購買力のポンドからそれより後の特定日現在における購買力のポンドに、これを書き改めることをいう。

23 「基本財務諸表」とは、おおむね歴史的の原価にもとづき確立した慣行に従って作成した財務諸表をいい、

### 貨幣購買力変動会計

一部もしくは全部の固定資産を評価替し、一部もしくは全部の棚卸資産を見積実現可能額で表示している財務諸表を含むものとする。

33 「上場会社」とは、一部もしくは全部の有価証券が公認の証券取引所に正式上場をみとめられている会社をいう。ここで公認の証券取引所とは、一九六七年会社法で定める公認の証券取引所（すなわち、一九五八年の詐欺防止法（投資法）上、証券取引所として公認された団体または法人）、一九四〇年北アイルランド詐欺防止法（投資法）で公認されたベルファスト証券取引所、および、一九六三年アイルランド会社法のもとでアイルランド共和国商工相が定めた証券取引所（現在のところアイルランド証券取引所）をいう。

### 第三部 暫定的基準会計実務

#### 本実務書の適用範囲

34 本会計基準は上場会社の公表年度財務諸表に適用されるものとする。しかし、貨幣の購買力変動がもたらす影響を表示する方法はどんなタイプの企業にも適用可能であり、より充実した財務報告を行なう上から、この方法がひろく採用されることを勧告する。

#### 補足表上修正すべき金額

35 およそ上場会社の株主総会に提出される財務諸表には、すべて、決算日現在における購買力のポンドで期末財政状態ならびに年度成果を表示した補足的財務諸表を添付するものとする。

36 補足的財務諸表は、基本財務諸表を40文で示す一般物価指数を用いて換算することにより作成する。この補

足的財務諸表では、基本財務諸表上の項目ひとつひとつについて換算額を示す必要はなく、適当に要約した表示を行なうことができる。しかし、減価償却費、ならびに、貨幣項目の保有損益（すなわち、会社の純貨幣資産または純貨幣負債に及ぼすインフレの影響から生ずる購買力純損失または購買力純利益）が、それぞれ多額に達する場合には、補足的財務諸表上これらを別掲すべきである。

37 連結財務諸表の形式でグループ財務諸表を作成する上場持株会社の場合には、連結財務諸表についてのみ補足的財務諸表が必要である。

38 補足的財務諸表には、外貨表示の財務諸表の処理を含む換算方法の概要を注記するものとする。

39 監査役は補足的財務諸表についても監査報告を行なうものとする。

換算に用いる指数

40 換算に用いる指数は次掲の指数とする。

(a) 連合王国においては

一九三八年末までの期間には労働省の生計費指数

一九三八年末から六一年末までの期間には消費者支出デフレーター

一九六二年以降の期間には一九七四年一月を一〇〇とする小売一般物価指数

(b) アイルランド共和国においては政府発表の消費者物価指数

41 補足的財務諸表には、事業年度の期首および期末の指数、ならびに、指数の基準日を注記するものとする。

前年度対当年度比較金額

貨幣購買力変動会計

42 およそ本基準にしたがって作成される補足的財務諸表上、最初の年度を除き、当年度と比較される前年度の対応金額を示すものとするが、この前年度金額はすべて「更新」して（用語の定義31文をみると）、当年度末のポンドで示されるようにしなければならない。

43 本基準にしたがって最初に作成する補足的財務諸表上、前年度の比較金額を示す必要はないが、できればこれを示すことがのぞましい。

本基準の発効日

44 本基準は暫定的なもので強制力をもつものではないが、本基準の趣意は尊重されるべきであり、ASSCに参加している各団体は、各社の財務諸表上でできるだけ早い機会に、できれば一九七四年六月三〇日以降に始める最初の年度から、ぜひこの基準を採用するよう強く勧告するものである。

（付録一、三、四は訳出を割愛する）

#### 付録二 補足的現在購買力財務諸表の表示例（本付録は一般的手引であり、暫定基準会計実務書の一部ではない）

以下の例示は、各社の金額が補足的現在購買力財務諸表上どのように表示されるかを示している。以下の例示は、本基準で要求されている情報を表示する唯一の様式でもないし、強制的な様式でもない。むしろ、各社は、本基準採用の初期においていろいろ異なる表示方法を実験してみることがのぞましい。

インフレーション修正要約財務諸表

歴史的原価ベース

現在購買力ベース (注1)

営業成果	前年度 単位千ポンド (1)		当年度 単位千ポンド (2)		当年度 単位千ポンド (3)		前年度 単位千ポンド (4)	
	1,920	2,110	2,190	175	86	89	2,134	195
売上	205	215	175	86	89	2,134	195	89
税引前利益(注2)	82	86	86	89	106	65	41	60
税引後利益	123	129	61	28	63	561	700	1,261
当期未処分利益	60	60	61	28	63	561	700	1,261
期末財政状態	63	69	28	41	63	533	714	1,247
純流動資産	490	556	561	700	1,261	216	42	258
固定資産未償却残高	558	566	700	1,261	1,017	216	42	258
差引	1,048	1,122	1,261	1,017	1,017	216	42	258
社債	200	200	200	200	200	200	200	200
繰延税金	39	44	44	44	44	44	44	44
株主持分合計	239	244	244	244	244	244	244	244
	809	878	878	878	878	878	878	878

財務比率

一株当たり利益(ペソズ) (発行済株数50万株)	24.6	25.8	17.8	21.2
配当対当期利益比率(倍)	2.1	2.2	1.5	1.6
自己資本利益率(%)	15.2	14.7	8.8	10.7
一株当たり純資産(ポンド)	1.6	1.8	2.0	2.0

注記

1. 現在購買カベース欄の金額は、歴史的原価ペベース欄の対応金額を、原始取引時から当期末にいたる間の一般物価指数の変動に応じて換算したものである。現在購買カベース欄の金額は、前年度分、当年度分ともに当期末における購買力のポンドで測定されている。上の換算に用いた指数は、暫定基準会計実務書第7号で定められている指数である。小売物価指数は当年度末で130.3、前年度末で125.0であり、両者ともに1974年1月を100とした指数である。

現在のところ、税務当局は現在購買カベースの会計を承認していないので、要支払税額は歴史的ペベースの利益をもとにして計算されており、現在購買カベース欄では未修正の税額を示している。

2. 税引前利益について、歴史的原価ペベースの利益と現在購買カベースの利益との差異の明細は次の通りである。

税引前利益 (歴史的原価ペベース)	当年度 単位千ポンド	前年度 単位千ポンド
現在購買カベースへの換算	215	205

棚卸資産

期首・期末の棚卸資産原価を現在購買力のポンドに修正することにもとづく費用の増加額。これによって販売益中のインフレ的要素は除去

される。			
減価償却費	(37)		(25)
現在購買力のポンドで固定資産の原価を測定したことにもとづく減価償却費の増加額	(25)		(17)
貨幣項目			
会社の純負債に及ぼすインフレーションの影響から生ずる購買力純利益	12		10
売上高、仕入高、その他費用			
これらの項目は、それが計上された各時点の平均時と各期末の間に生じた物価指数の変動により増加する。売上高が費用より多いので、この修正により利益は増加する。	10		7
税引前利益 (各年度末現在購買力ベース)	<u>(40)</u>		<u>(25)</u>
前年度利益を前年度のポンドから当年度のポンドに更新するための修正	175		180
	<u>175</u>		<u>15</u>
税引前利益 (当年度末現在購買力ベース)		<u>175</u>	<u>195</u>

3. 当年度期首における社債の額は200,000ポンドである。当年度期首の200,000ポンドは当年度期末の216,000ポンドと等しい購買力をもっている (当年度中のインフレーションは8パーセントだからである)。社債権者に対する会社の債務は金額が固定されているので、この債務は当年度中に実質金額で216,000ポンドから200,000ポンドに減少したわけである。現在購買力でみたこの会社債務の減少額16,000ポンドは、注2に示した貨幣項目の購買力純利益12,000ポンドに含まれている。